

第283回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和2年7月20日(月)15:00～15:33

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、圓尾委員

○恒藤総務課長　今日は第1部が公開、第2部が非公開で、その後に委員打合せを予定しております。よろしくお願いいたします。

○八田委員長　それでは、ただいまから第283回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、資料の取扱い等について事務局から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　議事次第の第1部と書いてある議題につきましては、公開の案件でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められているという状況に鑑みまして、今回も傍聴者を受け付けず、後日、議事録を速やかに公開するという取扱いにしたいと。それから、第2部と記載されている議題につきましては、個別民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載する。会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談する。このような取扱いにしたいと考えてございます。念のため、御判断いただければ幸いです。

○八田委員長　ただいま御説明ありましたように、第1部、第2部について、そのように対応したいと考えますが、御異存ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、今、事務局から御説明があったとおりにさせていただきます。

まず第1の議題です。電力・ガス取引監視等委員会の検証に関わる専門会合の設置についてです。恒藤課長からお願いいたします。

○恒藤総務課長　今、画面で出してございますが、資料3を御覧いただければと存

じます。まず1ぽつからでございますが、ポイントは、当方の電力・ガス取引監視等委員会のこれまでの活動等について検証する専門部会を設置することとしたいということでございます。

ここに記載のとおり、当委員会は2015年9月に設立されまして、もうすぐ設立5年を迎えようとしてございます。この間、多数の事業者が電力・ガス市場に参入し、また本年4月には、送配電事業者の法的分離が実現するなど、状況も大きく変化しているところでございます。

また、この春の国会におきまして、電気事業法の改正法案が成立いたしまして、当委員会の事務もまた追加されたところでございます。

さらに、その国会審議におきましては、当委員会の組織の在り方につきましても議論がございまして、衆議院経済産業委員会の附帯決議におきましても、当委員会の在り方について検討を加えるとされたところでございます。

こういった状況を踏まえまして、2ぽつでございますが、当委員会の下に、電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門委員会というのを設置いたしまして、次のページに名簿をつけてございます。こういった方々を座長及び構成員といたしまして、外部の目でここに記載されている事項、すなわち電力・ガスシステムの現状、これまでの委員会の活動、委員会が果たしてきた役割、今後委員会が注力すべき課題、そして課題に取り組むための委員会組織の在り方等について御審議をいただきたいと考えてございます。

以上、本専門会合を設置し、また、今申し上げた内容について御審議をすることについてこの場で御審議をいただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

○八田委員長     ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関して、皆様から御意見、あるいは御質問をお願いいたしたいと思います。――まず中身に入る前に、もともとの経緯について伺いたいのですが、我々の委員会を設置するに当たって、どういう形で設置するかという議論をした主体はどこだったのですか。

○恒藤総務課長     最終的には電気事業法に書いてありますので、国会でこういうのがいいだろうという形で決まったということでございますが、その前については、電力システム改革を議論する中で、まず自由化されて多くの事業者が入ってくるといふこともありますので、しっかりした規制機関をつくるべきだと。それについては、電力システム改革を検討していた審議会の中でも、しっかりとした組織をつくる必要

があるという議論がされております。

○八田委員長　電力システム改革の委員会でやったということですか。

○恒藤総務課長　そうです。

○佐藤事務局長　まさに委員長も入っていらした伊藤元重さんが委員長の電力システム改革委員会で、しっかりしたものかどうかとかという議論よりも、自由化をするとなると、当然、事前規制から事後規制になっていく。そうすると、委員会組織をつくるのではないかというのをさらっと書いて、その後、いろいろな議論をして、こうなったということなので、一番最初のものは電力システム改革委員会です。

○八田委員長　それはそうなのですけれども、その後、具体的な中身の議論はどこかの審議会がやったのですか。システム委員会の次の何かでやったのではなかったですか。

○佐藤事務局長　そういうことです。

○圓尾委員　私と稲垣さんと林先生が入っていたワーキンググループでやりました。それで数回議論した上で、その後、たしか国会でも3条委員会がいいのか、8条なのかみたいな議論をされて、改正法案が決まっていたと。

○八田委員長　そうすると、ある意味で、見直しをこの委員会の下部組織でやるというのは非常に自然なことですよね。全然違ったバディがやっていたわけではなくて、ここをつくる前身の委員会でやっていた、そう見ていいのかなと。

私が思ったのは、もともとエネルギー政策全般を議論するような場所で作られていたなら、そういうところが1つ検討する候補で、また新たにつくる……

○圓尾委員　それではなくて、八田委員長が入られていたところから出てきた報告書を受けて、規制緩和の詳細を詰めていこうというワーキングの中で出てきた。

○八田委員長　そういうことですね。あの辺で私もやめたのです。だから、最後のところはあまりよく知らなくて。分かりました。

それから、もともと何年後に見直すということが書いてあったのですか。

○恒藤総務課長　それは、別にこの委員会を見直すということではございませんで、電力システム改革全般についてその進展状況を評価し、必要があれば見直しを行いましょうということになっておりまして、それを法施行後、記憶が正しければ、たしか5年後ということになっていたと思います。

○八田委員長　そうすると、この委員会のほかについての見直しというのも同時に

始まるのですか。

○恒藤総務課長　はい、それは資源エネルギー庁で、法施行自身も何段階かに分けて法施行されておりますので、既にこれまでも初期の法施行については、資源エネルギー庁の委員会で、その進捗状況を評価しております。今後とも電力システム改革全般の評価については、資源エネルギー庁の審議会でやられるということになっております。

それとは別に、私どもと似たような形になりますけれども、今回の法改正で、かなり広域機関の業務が追加されたということもあって、広域機関の組織の在り方についても、やはり改めて検討したらいいのではないかという議論は国会でございまして、広域機関の在り方については、今、別途資源エネルギー庁が中心となって検証することになっております。

○八田委員長　そうすると、もともと予定していたことを一斉にやるというわけではないけれども、基本的には徐々にやっていくという形になると。

○佐藤事務局長　もうちょっと正確に言うと、エネ庁の基本政策小委員会では、電事法の規制がどう進んでいるかというのをやっていて、そこで5年後検討だったら、各論点に関してちょっとずつやって、所有権分離というのはどういう形がいいかとかそういうのをやって、この国会での議論が全然なければ、監視等委員会の検証とか広域機関の検証というのも、検証全部で20ページぐらいのスライドがあったら、恐らく半ページずつぐらいそれを書いてあったという感じだと思うのです。それがもうちょっとちゃんと取り上げてやるという形になったというのが違いだと思います。

○八田委員長　国会のがなくても、元来やるべきだったのではないかと私は思うのだけれども、実際、国会のが契機になってきっちりやるということになった。

○佐藤事務局長　そういうことだと思います。もしなければ、20ページぐらいあるところで、非常にいい仕事をしていたみたいなのがちょろっと書いてあったというのが、特段に取り上げてやるというように変わったということだと思います。

○八田委員長　なるほど、分かりました。私の質問はそれだけです。では、稲垣先生。

○稲垣委員　稲垣です。

この設置の趣旨と調査審議事項、その結果をどのように扱うべきなのかということ、この会議できちっと議論しておく必要があると思います。

経緯の認識については御紹介のとおりだと思いますけれども、趣旨の認識は、国会の経済産業委員会で、関電との関係で、我々の委員会が向くべき方向について相当厳しい議論があったということは事実としてあって、一番最後のところで、組織の在り方についても議論があったというところに反映されていて、しかも、組織の在り方については、議員の指摘以外にも存在していて、それがここに含まれているのだと思うのです。

そうすると、調査審議事項のところなのですけれども、私はこれでいいと思うのですが、その解釈というか、具体的な内容をもう少し具体化していく作業は、設置される委員会でもどうするのだ、一体何を基準に何を見るのだということが多分議論されると思うのです。

本来、委員会でやるべきことかもしれないけれども、現実的には委員長と事務局で詳細を詰めていただいて、彼らのミッションと作業のもう少し具体的なところ、特にここに書いてあることは、この組織の在り方にしても、我々自身が調査して認識するという立てつけになっていると思うのですが、やはり外部的ないろいろな御意見もあるかと思うので、そこにこの結果は提出して、我々もこの結果をどのように扱うのかということを発言しなければいけないのだと思うのです。そういう意味でも、ピントを合わせた調査事項をこの会議に与えていただきたいというのがお願いします。

これは、平場で、我々委員みんなで議論してもまとまらないと思うので、そこは委員長と事務局でやっていただきたいと思います。それぞれの委員も、必要に応じて当然参加させていただくと。

○佐藤事務局長　まさに稲垣先生がおっしゃったとおりで、今のところ4つの項目で何でも読めるように書かせていただいているだけなので、もちろん具体的にどうということかというのを落とさない限り審議にも何もなりません。私ども、まず頭の整理を今やっておりますので、具体化したときに、委員長、各委員の先生方とも当然議論させていただきます。具体的に何をやるかということなので、逆に言うと、この4つで読めないのはほとんどないと思うのですけれども、この4つでもさらに読めないようなことがあれば、今日出していただければということだと思います。

○稲垣委員　すごく人を得ている時期だと私は思うのです。特に電事法改正を全部主導した佐藤さんは、それからいろいろな御苦勞もあったと思うのです。ミッションとの関係でもいろいろな御意見があったと思うし。事務局長が佐藤さんであるという

のは、この時期は大事な時期だと思っていて、ぜひ立法の経緯を踏まえて、我々が国民から受けた期待、あるいは経産省が考えた電力システムの未来、それから現実の制約の中で何ができたのかということ、むしろ我々の未来に向けて国民に発信するような形で調査事項をつくっていただけたらと思います。

○佐藤事務局長　今の稲垣先生の御発言を議事録に正確に書いておくように（笑声）。

○稲垣委員　それから、あとはちょっと技術的なのですが、この専門委員会は、設置者はこの委員会が設置するとなっている。では、成果は誰が取得するのかという問題と、その成果を取得する側は、これをどう扱わなければならないのかという論点があるかと思うのですが、これを見ると、委員会がこの成果を頂戴する。ですから、委員長が代表していただく。その結果については、文字にはなっていないのですが、御提言がある場合には当然尊重するのだということだと思うのですが、その辺の取扱いというか、ここでいただいたものをどういう位置づけにするのかということ、一応みんなで議論しておいたほうがいいのではないのでしょうか。

つまり、参考にする、あるいは我々の情報収集として、これだけの先生方にやっていただくわけですから当然尊重させていただくのですが、権限の問題として、これに羈束されるのかどうかという問題は設置のときに決めておく必要があるのだと思うのです。当然その課題だけではなくて、いろいろな提言があるので、委員会がそれをよしとしない場合に我々はどうするのかとか、その辺はどういう位置づけにするのかというのは決めておいたほうがいいのではないかと思います。

○佐藤事務局長　物によると思っています、まずいろいろな意見で、我々の委員会で直接受け止められるかどうか。例えば、人を増やせとかそういうのは、我々独自に人員採用しているわけではないので、経済産業省に言わなければいけないものがある。だから、まず自分でこなせるものも、おかしいと思えば委員会で議論していただいて、こうは言っているのだけれども、明らかに事実関係が間違っているものが提言されるとは思えないのですが、それはそれでいいと思いますし、さらに経済産業大臣に言わなければいけないものは、私どもとしても、必要だったらまた建議をするとか、事務的なものはそのまま伝えるものもあると思うのです。その辺も、具体的な審議事項に落としたときに、どのように扱うかというのは、そのとき一緒に考えていただいたほうがいいと思います。

あまりにいろいろな問題があり過ぎて、例えばまた本館に移せとか、さらに外に出

せみたいなのは、別にうちがお金を持っているわけではないですし、どう言われてもやれないものもありますし、中身に相当よと思うのです。

あと、先生が言いましたように、委員長がやっただけのような専門家会合に、より詳しく議論すべきであるみたいなものというのは、まさにうちの一存でどうするかと完全に決められるものもありますし、かなり違うのではないかと思います。

○稲垣委員　そうすると、今日のところは御議論いただいて、羈束されるところは原則としてはないということで、大事な御意見として頂戴する、我々が返答させていただくという立てつけでよかったと。

○佐藤事務局長　ただ、出てきて無視するとか、それを採用しないときは、こういう理由があるから現実的に無理ではないかとか、我々の考え方とは違うと言わなければいけないと思うのですけれども、自動的に全部羈束されるということは全くないと思います。尊重以上の何ものでもないと思います。

○稲垣委員　設置のきっかけになった国会で、こちらの権限との関係でも非常に広い御意見を賜っていて、例えば法改正が必要な御指摘などもあると思うので、その辺を我々がどう受け止めるかということもあるので、その権限との関係で御質問、意見しました。

以上です。ありがとうございました。

○八田委員長　基本的には、今度の専門会合の結果を公表して、それを反映し得るものは我々もやるし、反論があるものは、情報を公開した上で我々が反論することなのでしょうね。

ほかに御意見はございませんか。

(質問、意見：なし)

今の議論は、いろいろなクラリフィケーション、クエスションのほかは、稲垣先生がおっしゃった、具体的にもっとピンポイントに絞った 이슈を、アジェンダーのリストを作るべきだと。それを専門会合に渡す前に委員会で一度見たいということだと思います。

それでは、事務局の案のとおり、電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合を設置することとしたいと思いますけれども、御異論はありますか。

(「異議なし」の声あり)

御異論がございませんでしたので、そのように決めたいと思います。

それでは、議題２です。新たな託送料金制度の詳細設計の検討についてです。これは田中課長からお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　資料４を御覧いただけますでしょうか。背景でございますが、第201回通常国会におきまして、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案が成立しまして、収入上限を定期的に承認しまして、その範囲内で託送料金を設定する制度が導入されることとなりました。

託送料金制度の詳細設計につきましては、託送料金審査や事後評価を通じて専門的な知見を有する当委員会が積極的に検討していくことが必要と考えられまして、また、本日午前中に開催されました資源エネルギー庁の構築小委におきましても、電力・ガス取引監視等委員会と資源エネルギー庁が連携して詳細設計を行うものとされてございます。

改組ということで、これらの状況を踏まえまして、電力・ガス取引監視等委員会の下部組織として、これまで小売料金、託送料金の審査等を議論する場となってきた料金審査専門会合を料金制度専門会合に改組しまして、託送料金制度の詳細設計について議論することとしてはどうかということでございます。

構成員及び座長の指名でございます。こちらの専門会合の構成員は、委員と経済産業大臣が任命する専門委員のうち、委員長が指名した者により構成され、専門会合の座長は委員長が指名することとされていることから、本専門会合においては、別添の者を指名してはどうかということで、メンバーでございますが、基本的にはこれまでの料金審査専門会合のメンバーを引き継いでいる形です。岩船委員につきましては、電気工学の専門家という方で、これまで料金審査のほうにはいらっしゃらなかったものですから、岩船委員につきましては、現在、制度設計専門会合の委員でもあらわれるわけですが、こちらの料金制度専門会合の委員として加わっていただくことを予定しております。また、審議に当たっては、以下のようなオブザーバーにも参加していただく予定をしております。

以上、こちらにつきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、各委員から御質問、御意見はございませんでしょうか。

（質問、意見：なし）

それでは、事務局の案のとおり、料金審査専門会合を料金制度専門会合に改組し、

当該専門会合において新たな託送料金制度の詳細設計の検討を進めていくことにしたいと思います。御異論ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、事務局の案のとおりに決定させていただきます。

それでは、議題3です。これは、新型コロナウイルス感染症の影響に関わる特定小売供給約款の特例認可について。恒藤課長からお願いいたします。

○恒藤総務課長 画面に出ている資料5でございます。新型コロナウイルス感染症の影響に関わる特定小売供給約款の特例認可等についてでございます。

内容を一言で申し上げますと、過去4回、3月、4月、5月、6月に当委員会でお諮りし、大臣が認可した特例をさらに1か月延長するという内容でございます。これまでと同じ内容でございますが、ざっと説明させていただきます。

また、以下の申請者から7月17日付で大臣宛てに、通常認可によりがたい特別な事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がございまして、同日付で大臣から意見の求めがあったということでございます。

申請者は、10行目以下から記載のとおりで、前回と同じでございます。

申請の内容でございますが、47行目からでございます。まず、電気関係の申請は3種類でございます。①が特定小売供給約款、いわゆる規制小売料金の特例でございます。すなわち、みなし小売電気事業者が行うものでございます。②が託送供給等約款の特例、③が離島供給約款の特例で、②と③については、一般送配電事業者が行うものでございます。電気はこの3点。

それから、64からがガスでございますが、①がいわゆる規制小売料金の特例でございまして、大手ガス3社の小売部門が行うもの、②が託送供給約款の特例、これはガスの導管部門が行うものでございます。

この特例の内容が75行目からでございます。まず電気については、先ほど申しました小売料金の特例と託送料金の特例、同様の内容でございますが、ここに書いてあるとおりでございまして、支払い期日を延長する。前回認可したものからの違いは、85行目からに書いてございますが、①が既に支払い期限を延長する措置を講じている3月から7月までの検針分について、それをさらに1か月延長する。②として、新たに8月検針分についても1か月延長するという2点でございます。

その下、93行目からはガスでございまして、これについても、前回からの変更点が1

02行目から書いてございますが、既に支払い期限を延長する措置を講じている2月から7月検針分について、それをさらに1か月延長する。それから、新たに8月検針分のガス料金について支払い期限を1か月延長するというものでございます。

111行目からが、その特例を必要とする理由について申請書に記載された内容でございますが、3月に経済産業省から新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となる需要家に対して電気料金等の支払い期日の延長を行うよう要請があり、その後、緊急事態宣言が解除されているものの、まだ段階的に社会経済活動の活動レベルを引き上げることがされている状況があるということで、この要請を踏まえた措置をさらに1か月延長することが必要ということでございます。

大臣への回答でございますが、事務局といたしましては、本申請の供給状況については、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らして、約款によりがたい特別な事情がある場合における供給条件として、認可等をして差し支えないものとして考えてございます。

資料5-2のとおり、委員会として、大臣が本申請に係る認可とすることに異存はない旨、回答することにしたいと考えてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○八田委員長     ありがとうございました。それでは、御質問、御意見はございませんでしょうか。稲垣委員。

○稲垣委員     これ、何度も同じテーマが出ていますのですけれども、今回、過去の納期が来るものについても認可が必要なのかどうかということなのです。それについては、行政解釈をきちっと確定しておいてほしいということをお願いしてしまして、18条2項の問題なのですけれども、たしか別注資料の5にも載っているのです。結局、18条2項は、特別な事情がある場合においては、認可を受けて供給していいと思う。だけれど、原則は、認可した者以外による供給を行ってはならないと思うのです。だから、過去に供給してしまったものについての請求時期を遅らせることまで大臣の認可が必要なのかということで、その解釈は供給条件により供給するという、ここについての解釈として、要するに過去の請求時期を遅らせることです。これはこの条文の書体に入っているのかどうかということは、行政解釈としてきちっと確定させる必要がある。

逆に言うと、文字を率直に読むと、将来の供給については、緊急の場合はこういう

ことでいいのだけれどもと、まずはそこまで読める。過去に供給したものの請求時期を遅らせることについてまで本当に入れていいのかという問題があって、例えば取りっぱぐれがあったとか、支払い遅延があったとか、それについても一々議論するのかという問題になるではないですか。とにかく全部入れたいのであれば、やはり過去のものについてもこうだと明定していくということが本来だと思うのですけれども、その辺がちょっと気になるものですから、今後。

○恒藤総務課長 稲垣委員から同様の御指摘をいただいております、今まで調べたことを担当から。

○事務局 本件については、法令の担当をしている者にも確認したのですが、まず事前に認可を必要とするような場合には、「〇〇をしようとするとき」と言ったら、前後関係が明らかになる文言が恐らく用いられるはずで、この規定については、そういった「供給しようとするとき」といった、「しようとするとき、認可が必要」という条文にはなっていないということからも考えられるのですが、そもそも電気の供給というものが、現に供給することのみを指しているわけではなくて、供給条件が今回認可の対象になっております。

供給条件の中には、供給した後に行う料金の回収も含まれているということですので、必ずしもここで言っている、供給をするということについては、電気を供給する時点のことだけにとどまらず、電気を供給した後の支払いについての条件ですとか、そういった部分を含めて認可をしているということになります。さらに言うと、支払いについては、まだこの申請時点では発生していないので、今後発生する電気の供給条件のうちの1つの支払いについて、これを今回、特別な条件として認可するものですので、問題ないという解釈です。

○恒藤総務課長 確かに託送供給を行ってはならないと書いてあるので、実際、電気の供給をしたのは、例えば3月であり4月であるので、もう電気の供給自体、済んでしまっているのではないかというのが稲垣委員の御指摘であります。我々も確かにそれはあり得るなと思ひまして、今のところ調べたところでは、別の考え方としては、託送供給という概念の中に、電気を送ることだけではなくて、精算をするという行為も含めて託送供給という、ある種のサービスに含まれていると考えられる面もあるのではないだろうかということで、今のところ、まだ検討途中でございますが、法律としては特に問題ないのではないかと考えております。

○稲垣委員　託送供給については定義があるから、電気を送ることということで固定されているのだけれども、条文のところで、供給条件により供給を行ってはならないということで、今のお話だと思うのですが、供給条件によりというのは、過去の供給分の集団的な請求など、約款取引の対象となるものというぐらいな、集団的に定めなければならないものについては、過去の供給についての料金の請求についても供給条件に含まれるのだという解釈が今のところ調査結果として出ていて、引き続き御検討いただくと。今回はその解釈に従ってやるという理解をしているのですけれども、そういうことであれば了としたいと思います。

○八田委員長　託送供給等の「等」は何ですか。

○恒藤総務課長　多分、ほかの電気の供給があるのだろうと思います。発電量調整供給とかもここに含まれているのではないかと思いますので、この「等」は、必ずしも精算のことではないと思います。

○八田委員長　分かりました。ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

（質問、意見：なし）

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として経産大臣への意見回答をすることにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論ございませんでしたので、そのように意見回答をさせていただきます。

第1部として予定していた議題は以上です。どうもありがとうございました。

——了——